

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省26-⑧)

施策目標	8 良好な水環境・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、適正な汚水処理の確保、下水道資源の循環を推進する							担当部局名	水管管理・国土保全局			作成責任者名	河川環境課長 渥美 雅裕	
施策目標の概要及び達成すべき目標	自然再生事業、水と緑のネットワーク整備事業、下水道事業、都市水環境整備事業等を実施することにより、良好な水環境・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、適切な汚水処理の実施、下水道資源の循環を推進する。							施策目標の評価結果		政策体系上の位置付け	2 良好的な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現	政策評価実施予定期間	平成27年7月	
業績指標等	初期値	目標値設定年度	実績値				評価結果	目標値	目標年度	業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等				
			21年度	22年度	23年度	24年度								
29 生物多様性の確保に配慮した緑の基本計画の策定割合	約33%	平成22年度	—	約33%	約35%	約36%	集計中	約50%	平成28年度	<p>【指標の定義】 政令指定都市・中核市・東京都特別区が策定する緑の基本計画について、緑地の保全及び緑化の目標、緑地の配置方針、緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項のいずれかに、生物多様性の確保に関する項目が設定されている計画割合 分子：政令指定都市・中核市・東京都特別区が策定した緑の基本計画のうち、生物多様性の確保に関する配慮事項が記載されている計画の策定数 分母：政令指定都市・中核市・東京都特別区が策定した緑の基本計画策定数</p> <p>【目標設定の考え方・根拠】 緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画(緑の基本計画)は、都市緑地法に基づき市町村が定める総合的な都市における緑に関するマスター・プランであり、都市の生物多様性を確保するために必要なエコロジカルネットワークの形成を図るために緑の基本計画の活用が効果的である。このため、都市における生物多様性の確保に関する指標として、生物多様性の確保に関する配慮事項が記載されている緑の基本計画の策定割合を把握する。対象都市における緑の基本計画の改定時期のトレンド等を踏まえ、改訂時には生物多様性の確保に関する配慮事項が追加されることを見込んで、平成28年度末までには50%が達成されることを目標とする。</p>				
30 下水汚泥エネルギー化率(下水汚泥中の有機物のうち、消化ガス発電や固形燃料化等としてエネルギー利用されたものの割合)	約13%	平成22年度	—	約13%	約13%	約13%	集計中	約29%	平成28年度	<p>【指標の定義】 下水汚泥中の有機物のうち、消化ガス発電や固形燃料化等としてエネルギー利用されたものの割合 (分子)下水汚泥中の有機物 (分母)消化ガス発電や固形燃料化等としてエネルギー利用された下水汚泥中の有機物</p> <p>【目標設定の考え方・根拠】 現在約3割が未利用の消化ガスの有効利用及び焼却炉の更新時における固形燃料化施設への転換等により、下水汚泥のエネルギー化率が平成28年度に約29%まで進展するものと想定。</p>				
31 污水処理人口普及率(総人口に占める污水処理施設を利用できる人口の割合)	約87%※	平成22年度	86%	87%※	88%※	88%※	集計中	約95%	平成28年度	<p>※東日本大震災の影響で、平成22年度は岩手県、宮城県、福島県の3県、平成23年度は岩手県、福島県の2県、平成24年度は福島県において調査不能な自治体があるため参考値である。</p> <p>【指標の定義】 污水処理施設(下水道、農業集落排水施設、浄化槽等)が普及している人口の割合。 (分子)総人口 (分母)汚水処理施設(下水道、農業集落排水施設、浄化槽等)が普及している人口</p> <p>【目標設定の考え方・根拠】 将来的には、全人口が污水処理施設を利用できるようにする必要があるが、これまでの下水道、農業集落排水施設、浄化槽等各污水処理施設の整備の進捗状況等を踏まえて、当面の目標として、平成28年度までに約95%達成させることを当面の目標として、平成28年度までに約95%達成させることを目標として設定。</p>				
32 特に重要な水系における湿地の再生の割合	約3割	平成23年度	—	—	約3割	約39%	約45%	約5割	平成28年度	<p>【指標の定義】 生態系の保全・再生の観点等から特に重要な水系において、過去に開発等で失われた湿地の面積約900haのうち、河川整備により再生された割合。 再生された湿地の面積の割合 = ① / ② ①:再生された湿地の面積 ②:特に重要な水系において過去に開発等で失われた湿地の中で回復可能な面積</p> <p>【目標設定の考え方・根拠】 生態系の保全・再生の観点等から特に重要な水系において、過去に開発等で失われた湿地を平成23年度までに約300ha(約3割)再生。 予算の推移や現場状況等を踏まえて、平成28年度までに約5割の湿地を再生することを目標。</p>				

33	良好な水環境創出のための高度処理実施率(高度処理が必要な区域内の人口に対する高度処理が実施されている区域内の人口の割合)		約33%	平成23年度	約29%	約31%	約33%	約39%	集計中	約43%	平成28年度	【指標の定義】 富栄養化の防止、水道水源の水質改善、水質環境基準の達成等、公共用水域の水質改善による良好な水環境創出に必要な高度処理を導入すべき処理場に係る下水道計画区域を対象区域として、対象区域内における当該年度の居住人口に対する、必要な高度処理が実施されている区域内の人口の割合をいう。 (分子)必要な高度処理が実施されている区域内の人口 (分母)富栄養化の防止、水道水源の水質改善、水質環境基準の達成等、公共用水域の水質改善による良好な水環境創出に必要な高度処理を導入すべき処理場に係る下水道計画区域内における当該年度の居住人口 【目標設定の考え方・根拠】 高度処理が必要であると位置付けられている処理場において、現在予定されている新設・増設・改築時に、高度処理を着実に推進するとともに、水道水源となっている指定湖沼、三大湾の代表的なベイエリア等において、高度処理を重点的に推進するとの考えに基づいて、平成28年度までに約43%を達成することを目標として設定。
	達成手段 (開始年度)	26年度 行政事業レビュー 事業番号	予算額計(執行額)	26年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要	関連する 業績指標 等番号	達成手段の目標(26年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)					
(1) 河川改修事業 (明治7年度(直轄)、昭和7年度(補助))(関連26-⑫)	052	289,224 (287,955)	278,547 (277,005)	500,175 401,516	○築堤、河床掘削、遊水地整備等の手法を適切に組み合わせて、計画的に河川改修を行うことで、治水安全度の向上を図る。また、この際、各河川の特性を踏まえ、上下流・左右岸及び本支川のバランスを図りながら整備を行う。 ○河川改修を推進するにあたっては、以下に重点をおいて実施。 ・近年水害が発生しているなど、災害の頻発している箇所における浸水被害を速やかに解消する。 ・背後地の資産の状況も踏まえ、災害の発生の危険性の高い箇所の安全度を向上させる。 ○水質汚濁の著しい河川での浄化施設整備や自然環境の復元が必要な区域での河道整備、まちづくりと一体となった河川管理施設の整備等の取組みを実施する。 (直轄:国費率2/3等、補助:国費率1/2等)	32	— —					
(2) 下水道事業 (昭和32年度)(関連・26-⑪、⑫、⑬)	053	18,784 (18,564)	5,190 (4,993)	5,248 5,225	○地方公共団体等が実施する下記事業に対する補助金。※()は補助率 以下、H25年度までの事業 ①未普及解消下水道…公衆衛生の向上、生活環境の改善を図るために、し尿・生活雑排水などの汚水の排除を行うための污水管の整備等(1/2等) ②水質保全下水道…河川などの公共用水域の水質保全を図るために、下水処理場における水処理施設の整備等(1/2、5.5/10等) ③資源循環形成下水道…低炭素社会・循環型社会の構築を図るために、下水処理場における下水汚泥の有効利用を含めた汚泥処理施設の整備等(5.5/10等) ④浸水対策下水道…集中豪雨による浸水被害の軽減を図るために、雨水管、ポンプ場、雨水調整池の整備等(1/2等) ⑤地震対策下水道…大規模地震による被害の軽減を図るために、老朽化した下水管の耐震化に資する整備等(1/2等) 以下、H26年度以降の事業 ①民間活用ノベーション推進下水道事業…再生可能エネルギーの利用促進等を図るために、PPP/PFI事業などの官民連携事業を支援(1/2、5.5/10等)。 ○下水道事業の計画的かつ効率的な推進を図るために必要な国が実施する調査研究	30、31、33	— — —					
(3) 下水道リスク管理システムの運用経費(平成13年度)	054	6 (5)	6 (5)	6 6	化管法に基づく届出化学物質データ等の集計・管理、化学物質管理計画策定状況等に係る調査、化学物質管理計画策定の促進方策の検討を行う。	—	化管法に基づく届出化学物質データ等の集計結果(法律で定められた集計を毎年実施) 下水道から排出される化学物質による公共用水域への水系リスクの管理の実現					
(4) 下水道分野の水ビジネス国際展開経費(平成21年度)	055	79 (79)	92 (91)	92 102	①国、地方公共団体、民間企業が一体となり、我が国が有する下水道に関する経験、知識、ノウハウ、技術を活かして、「プロジェクトの上流部分である下水道政策」と「政策を実現するための日本優位技術」を組み合わせたプロジェクトを形成するため、政策対話、プロジェクトセールスを推進する。 ②本邦企業が世界的に優位性を有している下水道技術の国際社会における位置づけを確固とするものとするために、その評価等を目的とした国際標準化を推進する。 ③国と地方公共団体の連携強化により、政策・技術をパッケージングした水・環境関連のトータルソリューションの発信拠点として日本版ハブ構想を推進する。	—	国内外で開催したセミナー、政府間対話の数 官民連携して、本邦下水道技術の海外展開を促進					
(5) 日本下水道事業団補助に必要な経費(昭和47年度)	056	279 (279)	220 (220)	127 0	・下水道整備の促進等に必要な下水道技術者の確保及び個々の技術者の業務遂行能力の向上を図るために、地方公共団体等の下水道担当職員の養成を目的とする研修に要する費用を補助する。 ・下水道の効率的な整備、維持管理を図るために、全国的観点から地方公共団体が広く活用できる技術の開発及び実用化のための試験研究に要する費用を補助する。	—	①研修業務:研修実績数 ②試験研究業務:研究テーマ数 ①下水道処理人口普及率 ②下水道バイオマスリサイクル率					
(6) 汚水処理施設整備構想のガイドラインの策定経費(平成25年度)	058	— —	— —	10 0	適正かつ効率的な汚水処理施設整備の促進のみならず、汚水処理事業の経営やエネルギー利用促進等の観点を含めた効率的な汚水処理施設整備の考え方について検討し、汚水処理施設整備構想のガイドラインとしてとりまとめる。	31	— —					

(7) 小水力発電の設置に伴う河川環境調査等手法検討経費(平成24年度)	057	-	12 (11)	8	0	国内、海外の水力発電を行う際の河川環境調査内容について、河川の規模、減水区間の距離、取水量の規模、発電規模等から調査・整理する。これを踏まえ、小水力発電が河川環境に与える影響度を合理的な根拠に基づいて判断できるよう、シミュレーション等を行い、「小水力発電設置における河川環境調査方法(原案)」を作成する。	32	- -
(8) 次世代型流域マネジメント方策に関する検討経費(平成25年度)	059	- -	- -	15	23	今後の流域管理に求められている観点を踏まえ、①季節別運転等、放流先のニーズに応じた下水処理場における栄養塩類の循環バランスに配慮した運転管理手法、②水循環の健全化に向けた下水道による雨水利用の推進について技術資料を作成し、それぞれの取り組みを推進するとともに、③事故時の措置への対応等について下水道として必要な対応策の検討を行う。	-	栄養塩類の循環バランスを回復させる方策や、雨水利用の推進に関する技術資料の作成 季節別運転を実施している下水処理場の数
(9) 資源としての河川利用の高度化に関する検討経費(平成26年度)	新26-009	- -	- -	-	2	有識者による検討会を開催し、河川利用を高度化し、資源としての河川のポテンシャルをさらに発揮させるために、我が国経済の発展に資する河川利用のあり方等について検討を行う。	-	資源としての河川利用の高度化に関する検討会の開催 社会资本ストックとしての河川空間を利活用する。 ※河川利用の「質的転換」であるため定量化は不可。
(10) 国営公園等事業(昭和47年度)(関連:26-⑦、⑪、⑭)	049	24,294 (23,550)	24,448 (23,512)	22,019	18,741	公園緑地の保全・創出により、地球温暖化の防止、ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の保全等の地球環境問題等への対応を図るほか、歴史的風致維持向上による地域活性化等を推進する。また、地震災害時に復旧・復興の拠点や避難地となる防災公園の整備、子どもや高齢者をはじめ誰もが安全で安心して利用できる都市公園の整備等を推進する。	25、26、 27、28、 29、48	- -
施策の予算額・執行額 ※下段<>書きは、複数施策に関連する予算であり、外数である。	89,403 (71,734) <(131)>	69,545 (51,341) <(89)>	67,501 (239) <(89)>	26,794	施策に関係する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)	【施政方針】 第162回国会施政方針演説(平成17年1月21日)、第183回国会施政方針演説(平成25年2月28日) 【閣議決定】 生物多様性基本法(平成20年法律第58号)、生物多様性地域連携促進法(平成22年法律第72号)、生物多様性国家戦略2011-2020(平成24年9月28日閣議決定)、21世紀環境立国戦略(平成19年6月1日閣議決定)、日本再興戦略(平成26年6月24日閣議決定)、エネルギー基本計画(平成26年4月11日閣議決定)、国土強靭化基本計画(平成26年6月3日閣議決定)、社会资本整備重点計画(平成24年8月31日閣議決定)		